

5. 議 題

(1) 白井市子育て短期支援事業実施規則（案） について

子育て支援課

白井市子育て短期支援事業実施規則

(目的)

第1条 この規則は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の9の規定に基づき、保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童に対し、実施施設において一定期間、養育・保護を行う子育て短期支援事業を実施することにより、当該児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童 4歳未満の者をいう。
- (2) 実施施設 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第1条の4に規定する施設のうち、市長が第4条に規定する対象者の受入れについて委託契約を締結した施設をいう。
- (3) 保護者 児童福祉法第6条に規定する者をいう。

(事業内容)

第3条 この規則において実施する子育て短期支援事業は、児童福祉法施行規則第1条の2の7第1項に規定する短期入所生活援助事業（以下「ショートステイ事業」

という。)とする。

(対象者)

第4条 ショートステイ事業の対象となる者(以下「対象者」という。)は、本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている児童とする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する児童は、ショートステイ事業を利用することができない。

(1) 学校保健安全法施行規則(昭和33年文部省令第18号)第18条に規定する感染症その他の伝染性疾患を有し、他の入所児童に伝染するおそれがあると認められる児童

(2) 疾病等により医療機関で医療を受ける必要があると認められる児童

(3) その他市長が実施施設において養育・保護することが困難であると認める児童

(利用の要件)

第5条 ショートステイ事業は、対象者の保護者が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当することにより、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合に利用することができる。

(1) 疾病、けが、育児疲れ、育児不安等の身体上又は精神上の事由

(2) 出産、看護、事故、災害、失踪等の家庭養育上の事由

(3) 冠婚葬祭、出張等の社会的事由

(4) その他市長が特に必要と認める事由

(利用期間)

第6条 ショートステイ事業の利用期間は、7日以内とす

る。ただし、市長が必要と認めるときは、当該期間を延長することができる。

(利用の申請等)

第7条 ショートステイ事業を利用しようとする児童の保護者(以下「申請者」という。)は、白井市子育て短期支援事業利用申請書(別記第1号様式)により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、利用の可否を決定し、その旨を白井市子育て短期支援事業利用可否決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとし、併せて当該決定通知書の写しを実施施設に送付するものとする。

3 前項の規定による利用の決定を受けた保護者(以下「利用者」という。)は、利用を中止又は変更しようとするときは、白井市子育て短期支援事業利用中止・変更申請書(第3号様式)により市長に申請しなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、中止又は変更の可否を決定し、その旨を白井市子育て短期支援事業利用中止・変更可否決定通知書(第4号様式)により利用者に通知するものとし、併せて当該決定通知書の写しを実施施設に送付するものとする。

5 第1項及び第3項の規定による申請は、特に緊急を要しやむを得ない場合には、電話又は口頭により行うことができるものとする。この場合において、申請者は、速やかに第1項又は第3項に定める申請書を提出しなければならない。

(児童の送迎)

第8条 実施施設への児童の送迎は、原則としてその保護

者が行うものとする。

(費用負担等)

第9条 利用者は、ショートステイ事業の実施に要する費用の一部として別表に掲げる利用者負担額を負担するものとする。

2 前項に定める利用者負担額のほか、利用者は、実施施設が利用期間中にやむを得ず支払った医療費等の実費相当額及び利用者が持参しない等の理由により、実施施設がやむを得ず購入した利用児童の衣料、日用品等に係る費用を負担するものとする。

3 利用者は、前2項の規定により負担する利用者負担額及び実費相当額を実施施設に支払うものとする。

(利用の取消し)

第10条 市長は、対象者又は利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第7条第2項の規定による利用の決定を取り消すことができる。

(1) 利用者が第5条各号に掲げる要件に該当しなくなったとき。

(2) 対象者が児童福祉施設等へ入所措置されるとき。

(3) 虚偽の申請その他不正な手段により利用の決定を受けたとき。

(4) 実施施設の長が、当該実施施設の管理及び運営上、利用児童がショートステイ事業を利用することについて不適當であると認めるとき。

(5) その他市長がショートステイ事業を利用することについて不適當と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により利用の決定を取り消すときは、白井市子育て短期支援事業利用取消通知書(第5号様式)により利用者に通知するものとし、併せて当該通知書の写しを実施施設に送付するものとする。

(終了報告)

第 1 1 条 実施施設は、利用期間が終了したときは、速やかに白井市子育て短期支援事業利用終了報告書(第 6 号様式)を市長に提出するものとする。

(帳簿の備付等)

第 1 2 条 実施施設は関係書類を整備し、保存するとともに、次に掲げる事項を記載した帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 入所中の児童の生活状況を明らかにした記録
- (2) 入所に係る収入及び支出を明らかにした記録

(補則)

第 1 3 条 この要綱の定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 2 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

別表（第9条第1項）

子育て短期支援事業利用者負担額

区 分	利用者負担額 (児童1人につき1日当たり)	
	2歳未満	2歳以上
生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者世帯	0円	0円
市町村民税非課税世帯	1,100円	1,000円
その他の世帯	5,350円	2,750円